

令和8年度

富山県は

農業法人等の雇用を 全力でサポートします！

正規雇用への移行を前提とした トライアル雇用就農 を支援します

※1：「トライアル雇用就農」とは、3か月以内の有期雇用契約をいいます。

※2：本制度は農林水産省の補助事業で、厚生労働省の「トライアル雇用助成金」ではありません。

※3：トライアル雇用後、正規雇用への移行の確約を求めるものではありません。

内容

トライアル雇用を行う農業法人等^{※4} に対して
就農希望者1人当り、
1か月につき最大2万円、最長3か月を支援

※4：農業法人等の要件あり

メリット 1

お互いの条件を
確認した上で就農するため
ミスマッチが防げる！

メリット 2

トライアル雇用後に
正規雇用に移行するかは
話し合いで決めることができる！

支援対象
期間

トライアル雇用就農促進事業
令和8年6月～令和9年2月末日

募集
定員

50人程度

申し込み
方法

下記 URL か QR コードから
申請書をダウンロードして
お申し込みください。



URL <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/d3qeeE6z>

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

お問い合わせ先

富山県農林水産部 農業経営課 経営体支援・担い手育成確保係

〒930-0004
富山市桜橋通り5番13号富山興銀ビル10階

TEL:076-444-3266 (直通)

メール: anogyokeiei@pref.toyama.lg.jp